（手続代理人の代理権の証明等・法第五十条等）

第十七条　手続代理人の権限の証明及び消滅の届出については、民事訴訟規則第二十三条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第五十八条）

第十八条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第三十三条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第六十一条）

第二十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第六十三条）

第二十七条　受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達・法第六十七条）

第三十二条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第六十九条の二）

第三十三条の二　子の返還申立事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

（手続代理人の代理権の証明等・法第五十条等）

第十七条　手続代理人の権限の証明及び消滅の届出については、民事訴訟規則第二十三条の規定を準用する。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第五十八条）

第十八条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第六十一条）

第二十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百十一条第二項」と読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第六十三条）

第二十七条　受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（送達・法第六十七条）

第三十二条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第六十九条の二）

第三十三条の二　子の返還申立事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。